

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども子育て関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、子ども子育て関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

令和3年6月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て関連事務
②事務の概要	<p>子ども子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 幼稚園(未移行)、認可外保育施設、預かり保育等の利用者の申請に基づき、施設等利用給付認定と施設等利用費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の審査 ③保護者情報の確認 ④支給認定に関する照会 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥保育料算定に関する処理 ⑦教育・保育給付の支給に関する処理 ⑧官公署等に対する必要な資料等の作成 ⑨認定対象者の確認 ⑩施設等利用費の支給に必要な情報の照会</p> <p>マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。</p>
③システムの名称	子ども子育てシステム、中間サーバー、宛名システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一第94項並びに内閣府・総務省令第5号第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】13,16,116項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】10条の3,12条,59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部子育て健康課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-6232
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部子育て健康課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-6232

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 久保田 一正	福祉課長 山口 武彦		
平成30年3月12日	I-1-②事務の概要	<p>子ども子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の審査 ③保護者情報の確認 ④支給認定に関する照会 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥保育料算定に関する処理 ⑦教育・保育給付の支給に関する処理 ⑧官公署等に対する必要な資料等の作成</p>	<p>子ども子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の審査 ③保護者情報の確認 ④支給認定に関する照会 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥保育料算定に関する処理 ⑦教育・保育給付の支給に関する処理 ⑧官公署等に対する必要な資料等の作成</p> <p>マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。</p>		
平成30年3月12日	I-1-③システムの名称	子ども子育てシステム、中間サーバー、宛名システム、団体内統合宛名システム	子ども子育てシステム、中間サーバー、宛名システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)		
平成30年8月9日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第1第8、94項	番号法第9条第1項および別表第1第94項並びに内閣府・総務省令第5号第68条		
平成30年8月9日	I-5-②所属長の役職	福祉課長 山口 武彦	福祉課長		
平成30年8月9日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】116項	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】116項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】なし【情報照会】59条の2		
平成30年8月9日	II-1評価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
平成30年8月9日	II-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年8月9日	II-2いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
令和1年6月19日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】116項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】なし【情報照会】59条の2	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】13,16,116項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】なし【情報照会】10条の3,12条,59条の2		
令和1年6月19日	IVリスク対策		様式変更に伴う追加		
令和1年9月30日	I-1-②事務の概要	<p>子ども子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の審査 ③保護者情報の確認 ④支給認定に関する照会 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥保育料算定に関する処理 ⑦教育・保育給付の支給に関する処理 ⑧官公署等に対する必要な資料等の作成</p> <p>マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。</p>	<p>子ども子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>幼稚園(未移行)、認可外保育施設、預かり保育等の利用者の申請に基づき、施設等利用給付認定と施設等利用費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の審査 ③保護者情報の確認 ④支給認定に関する照会 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥保育料算定に関する処理 ⑦教育・保育給付の支給に関する処理 ⑧官公署等に対する必要な資料等の作成 ⑨認定対象者の確認 ⑩施設等利用費の支給に必要な情報の照会</p> <p>マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。</p>		
令和1年9月30日	II-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和1年9月30日時点		
令和1年9月30日	II-2いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和1年9月30日時点		
令和2年6月19日	II-1いつの時点の計数か	令和1年9月30日時点	令和2年3月10日時点		
令和2年6月19日	II-2いつの時点の計数か	令和1年9月30日時点	令和2年3月10日時点		
令和3年4月1日	I-5-①部署	市民生活部福祉課	市民生活部子育て健康課		
令和3年4月1日	I-5-②所属長の役職名	福祉課長	子育て健康課長		
令和3年4月1日	I-7請求先	市民生活部福祉課 0554-23-8032	市民生活部子育て健康課 0554-23-6232		
令和3年4月1日	I-8連絡先	市民生活部福祉課 0554-23-8032	市民生活部子育て健康課 0554-23-6232		